

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | |
|----------|--|
| 許認可等の内容 | 許可 |
| 根拠法令及び条項 | <p>新座市屋外広告物条例第6条</p> <p>禁止地域等以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条各号に掲げる物件に対する広告物の表示又は掲出物件の設置を除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするときは、当該許可に係る広告物又は掲出物件について次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 表示しようとする広告物又は設置しようとする掲出物件が規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 前項の許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者（次のア又はイのいずれかに該当する者に限る。）があらかじめ定められていること。</p> <p>ア 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号。以下「県条例」という。）第23条第1項に規定する屋外広告業の登録を受けた者</p> <p>イ 県条例第25条第1項各号に掲げる者</p> <p>3 市長は、第1項の許可に係る申請の内容が前項第1号に掲げる要件を備えていない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、新座市景観審議会（新座市景観条例（平成22年新座市条例第16号）第15条に基づき設置する新座市景観審議会をいう。以下「審議会」という。）の議を経て、許可をすることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の許可をするときは、当該許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるものとする。この場合において、許可期間は3年を超えることができない。</p> <p>5 市長は、第1項の許可をするときは、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。</p> |
| 所管部課係名 | まちづくり未来部建築審査課建築審査係 |
| 審査基準 | <p>新座市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第4条 条例第6条第1項の許可の申請は、新座市屋外広告物等（新設・更新）許可申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。ただし、当該申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な広告物に係るものである場合で、市長が認めるときは、添付すべき図書の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面</p> <p>(2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠等に関する仕様書及び図面</p> <p>(3) 新座市屋外広告物等管理者確認書（既に設置されている掲出物件（申請の日において、設置した日から3月を経過していない掲出物件及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。）に広告物を表示しようとする場合に限る。）</p> <p>(4) 広告物又は掲出物件を管理する者が条例第11条の管理者に該当することを証する書面又はその写し</p> <p>(5) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする土地、建築物又は工作物の所有者が当該広告物の表示又は掲出物件の設置を承諾したことを証する書面又はその写し（当該土地、建築物又は工作物が、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者以外の者の所有に属する場合に限る。）</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、新座市屋外広告物等（新設・更新）許可決定・申請却下通知書に当該申請書の副本を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| | <p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の場合はその理由)</p> | <p>新座市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第5条 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。</p> <p>(2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。</p> <p>(3) 裏面及び側面が本市の良好な景観を損なわないものであること。</p> <p>(4) 道路上に突き出している部分の光源が点滅していないこと。</p> <p>(5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩が次に掲げるものであること。</p> <p>ア マンセル値(日本産業規格 Z8721 に定める色の三属性(色相、明度及び彩度をいう。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。以下同じ。)による色相がGY、G、BG、B、PB、P又はRPである色彩については、彩度3以下のものであること。</p> <p>イ アに掲げる色相以外の色彩については、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものであること。</p> <p>(6) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合していること。</p> <p>第14条 条例第15条第2項第1号の規則で定める基準は、第5条第1号から第5号までに掲げる基準(以下「共通基準」という。)並びに別表第4の自家広告物を表示する地域欄に掲げる地域ごとに、同表の自家広告物の種類欄に掲げる区分に応じ、同表の基準欄及び色彩の基準欄に定める基準のとおりとする。</p> <p>2 条例第15条第2項第2号の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出する部分の面積(以下「表示面積」という。)が2平方メートル以下であることとする。</p> <p>3 条例第15条第2項第5号の規則で定める基準は、共通基準及び別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。</p> <p>4 条例第15条第2項第9号の規則で定める基準は、共通基準及び次に掲げる基準のとおりとする。</p> <p>(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。</p> <p>(2) 空、動物、植物、風景その他本市の良好な景観に調和したものを描写した絵画又はこれらを被写体とした写真であること。</p> <p>(3) 広告物(工事に係る設計者、施工者、監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示するものに限る。)の面積が表示方向から見た面における板塀その他これに類する仮囲いの面積の20分の1以下であること。</p> <p>5 条例第15条第3項第1号の規則で定める基準は、共通基準及び次の各号に掲げる物件の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおりとする。</p> <p>(1) 石垣又は擁壁を利用する広告物又は掲出物件 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する広告物又は掲出物件 表示面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>6 条例第15条第3項第3号の規則で定める基準は、共通基準及び第4項第2号に掲げる基準のとおりとする。</p> <p>7 条例第15条第8項の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出しようとする部分の面積が表示方向から見た面における公益上必要な施設又は物件の面積の20分の1(0.5平方メートルを限度とする。)であることとする。</p> <p>8 条例第15条第9項の規則で定める基準は、共通基準及び別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設定等年月日 | 平成22年10月1日設定(令和元年7月1日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 60日 |
| | 設定等年月日 | 平成22年10月1日設定(年 月 日最終変更) |